

茨木市中学校給食センター施設見学及び給食試食に関する要綱

(目的)

第1 この要綱は、市内の児童生徒や保護者等の学校給食に対する理解を深め、未来を担う児童生徒の心身の健全な発達に寄与するため、茨木市中学校給食センターの施設見学及び給食試食に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2 給食センターの施設見学及び給食試食を行うことができる者は、次のとおりとする。

- (1) 市内の小中学校の児童生徒及びその保護者
- (2) その他教育長が必要と認めるもの

(実施日時)

第3 施設見学及び給食試食を行うことができる日時は、給食センターの稼働日時に、業務に支障がないと教育長が認める日時とする。

(申込み等)

第4 施設見学及び給食試食をしようとする者の代表者は、当該希望日の属する月の前々月末日までに茨木市中学校給食センター施設見学及び給食試食申込書(様式第1号)を教育長に提出するものとする。

2 施設見学及び給食試食を行うことができる人数は、1回あたり10人以上40人以下とする。ただし、学校行事(校外学習等)で施設見学等を行う場合については、教育長と協議のうえ、1回あたり、80人まで可能とする。

3 第1項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査のうえ、承認の可否を決定し、茨木市中学校給食センター施設見学及び給食試食(承認・不承認)決定通知書(様式第2号)により、申込代表者に通知するものとする。

4 施設見学及び給食試食承認決定通知後の変更及び中止は、原則として認めないものとする。ただし、やむを得ない事由があり、実施日の3週間前の正午までに連絡がある場合は、この限りではない。

(中止等)

第5 教育長は、次に掲げる場合は、施設見学等の変更又は中止をすることができる。

- (1) 災害、事故、警報発表等により、学校給食が中止となる場合
- (2) その他中学校給食センターの業務に支障又はその恐れがある場合

(費用負担)

第6 学校給食を試食しようとする者は、当該費用として、茨木市学校給食費条

例施行規則に定める額を負担するものとする。ただし、第5の規定により、教育長が中止した場合は、この限りではない。

(試食の内容)

第7 給食試食で提供する学校給食は、実施日の献立と同一のものとし、食物アレルギー対応食の提供は行わない。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月17日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

様式第1号（第4関係）

年 月 日

（申込先）茨木市教育長

茨木市中学校給食センター施設見学及び給食試食申込書

次のとおり、中学校給食センターの施設見学及び給食試食を申込みます。

申込者	団体名			
	代表者氏名			
	代表者住所			
	連絡先	TEL	E-mail	
申込内容	日時	年	月	日 時 ~
	参加人数	人	試食数	食
	区分	<input type="checkbox"/> 施設見学・給食試食		<input type="checkbox"/> 施設見学のみ
	目的			
	普通車駐車台数	台	バス駐車台数	台
	事前質問			

様式第2号（第4関係）

団体名
代表者名 様

茨木市中学校給食センター施設見学及び給食試食（承認・不承認）決定通知書

年 月 日付で申込がありました中学校給食センター施設見学及び給食試食について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

承認

承認事項

- 1 承認日時 年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分
- 2 参加人数 人 試食数 人
- 3 駐車台数 台

不承認

承認しない理由 _____

<承認条件>

- ・ 本承認決定後は、試食数の変更は原則できません。ただし、やむを得ない場合は、実施日の3週間前の正午までに連絡があれば、対応いたします。それ以降は試食代の変更（返金）等はできませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ 見学できる場所は、衛生管理上、センター外構及び2階研修室のみとなります。
- ・ アレルギー等の心配があるかたには、給食提供はできません。
- ・ 給食の持ち帰りはできません。
- ・ 見学後は、アンケートの協力をお願いします。

年 月 日

茨木市教育長

印